

# 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の規定に基づく愛知県の基本方針

愛知県が公共施設及び公共工事等において、県産木材の利用促進に率先して取り組むために、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第8条第1項の規定に基づく県の基本方針を定めます。

## 1 木造・木質化の推進

### (1) 公共施設・公共工事での県産木材利用

公共施設・公共工事において県産木材を利用することは、木材の良さを多くの方に身近に知ってもらうことができ、地域における県産木材利用への高い波及効果が期待できます。また、木材中に炭素を固定することによる地球温暖化防止の効果や、森林整備の促進により森林が持つ多様な公益的機能の発揮につながります。

このため、県が整備する低層の建築物 については、原則木造化とし、木造化がなじまない、あるいは困難な施設については、内装等の木質化を進めるほか、公共工事においても優先的に県産木材を利用します。

なお、市町村や民間団体が整備する施設等において、県産木材を利用して木造・木質化が進められるように働きかけていきます。

低層の建築物とは、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は、主要構造部を耐火構造とすることが求められていない、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積3,000㎡以下の建築物のこと。

### (2) 備品等の木製品導入

愛知県環境物品等調達方針に基づいて、「あいち認証材」を利用した備品及び消耗品を率先して調達します。

また、木製名札の着用により、環境に配慮するという職員の意識向上を進めます。

### (3) 木造住宅等の振興

木材は、湿気を吸収する、熱を遮断する、有害な化学物質を放散しないなど、快適な居住環境をつくるうえで最適な素材です。

また、県産木材を活用した住宅づくりを進めることは、建築現場までの運搬エネルギーを減らすとともに、街にもう一つの森林を作ることと同様の効果があります。

さらに、木材用途の中で、住宅分野で利用される量は最も多く、この分野での利用を促進することは、木材需要の拡大に直接つながることから、木造住宅等の振興を図ります。

### (4) 県産木材の供給確保

「あいち認証材」制度の普及・定着とあわせて、森林所有者や林業・木材産業関係者が連携した木材の適切な供給を促進するなど、様々な施策により、県産木材の供給を確保します。

## 【基本方針】

### 2 木材用途の拡大

人や環境にやさしい木材の特性を活かした使い方を、幅広い分野で実際に示すことが、木材の良さ、使い方への理解を深め、利用の拡大につながります。

また、製材加工の過程に出てくる端材や、住宅材料、家具等の廃棄物をチップ化することにより、再び合板やパーティクルボードなどの製品や紙パルプの原料として使用したり、ペレットなどに加工して最終的に燃料として利用するなど、別の用途に再利用するカスケード（多段階）利用が理想的です。

このため、暖房器具やボイラー等への木質バイオマス燃料の導入、さらに、木質廃材、木質チップ等の有効利用も進め、幅広い分野で木質資源の用途拡大を図ります。

### 3 木材利用の普及啓発

森林の成長に合わせて伐採し利用していけば、木材は継続的な利用が可能で、また植林することにより、繰り返し利用も可能な循環型の資源です。

県産木材の利用を進めるうえで、このような循環資源としての木材への理解を深めます。さらに、小中学校の児童・生徒に、木材を直接感じ、正しく理解してもらうことは、将来にわたって、木材を利用していくという社会的な認識を育てることにもつながることから、木材を教育用材料として積極的に活用し、木の良さや温かさに触れる機会を提供します。

### 4 県産木材利用技術の開発

ニーズに応じた品質の良い製品を提供することが、木材利用の促進につながることから、消費者等幅広い利用者の意見を踏まえた新しい技術や新商品の開発を進めます。